

# あぶくま高原道路管理委託特記仕様書

## 第1章 目的

(目的)

### 第1条

- 1 本仕様書は、福島県道路公社が発注する「あぶくま高原道路」の管理委託に係る設計図書の内容について、必要な事項を定める。
- 2 本仕様書と図面等の間に相違がある場合は、請負者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 3 設計図書及び本仕様書に記載の無い事項については、土木工事共通仕様書（福島県土木部監修）による。

## 第2章 委託区域

(委託区域)

### 第2条

本業務の委託区域は次の通りとする。

- 本線 1 道路名 あぶくま高原道路 1～3工区（矢吹 IC～福島空港 IC）  
2 道路延長 13.6 km (3.9 km + 6.6 km + 3.1 km)  
3 道路の位置 起点 西白河郡矢吹町赤沢（矢吹インターチェンジ）  
終点 石川郡玉川村大字吉（福島空港インターチェンジ）

- 取付 1 道路名 主要地方道 古殿須賀川線  
2 道路延長 0.8 km  
3 道路の位置 起点 石川郡玉川村大字吉 （福島空港インターチェンジ）  
終点 石川郡玉川村大字南須釜（矢吹小野線交差部）

## 第3章 料金収受

(収受時間)

### 第3条

料金収受時間は、終日とする。

(収受員)

### 第4条

- 1 料金を収受する収受員は業務量に応じた1名以上の人員を適切に配置し、円滑かつ適正に業務を処理するとともに利用者に対する正確な情報の提供、懇切な対応など良好なサービスの提供に努めること。
- 2 料金収受業務を総括、管理する責任者を定め、届けること。
- 3 受託者は道路公社の承認を得て制服、名札を料金収受員に着用させるものとし、常に清潔を心がけること。
- 4 ゴールデンウィークやお盆等で想定以上の混雑が予想される場合の収受業務及び定期点検又は機器の修繕等に伴う収受業務において、当初積算した収受員で対応できないと想定される場合の収受員の増員については、事前に監督員と協議しその指示により増員したものについて積算数量変更の対象とする。

また、落雷等により料金収受機器が故障するなど事前に予想し難い状況が発生したことに伴い収受員を増員する必要が生じた場合の増員については、監督員に連絡のうえその指示により収受員を増員したものについて収受員（緊急増員）として積算数量変更の対象とする。

- 5 料金収受員は、日毎に収入日計表を作成すること。また、月の上旬、中旬、下旬毎に集計作業を

行い、必要書類を提出すること。

(ホームページ更新業務)

第5条

- 1 道路公社のホームページに掲載している道路交通情報や天候など、有料道路に関する情報の更新を4月1日から3月31日の期間の内、土日曜日及び休日と年末年始の12月28日から1月3日の期間に行うこと。
- 2 更新にあたっては、最新の情報を提供する必要があるため、1日2回の定時更新及び臨時の更新を行うこと。更新の内容は、別紙「ホームページの気象情報等更新要領」のとおり。

(その他)

第6条

- 1 降雪、降雨、災害、交通事故、その他の事由により道路を通行止とした場合、又は、公社理事長の指定する監督員の指示があった場合は、料金收受業務は行わないものとする。ただし、通行止解除を見越した料金收受体制の整備等については監督員の指示に従うこと。
- 2 業務に関し本仕様書による外は、「有料道路受託者料金收受事務処理要領」及び「福島県道路公社料金收受員業務マニュアル」による。
- 3 料金所及びその周辺の環境美化に努めること。
- 4 積雪時には、台数計測周辺の雪かきを実施すること。

## 第4章 交通管理

(管理時間)

第7条

交通管理時間は、終日とする。

(管理員)

第8条

- 1 交通管理員は、交通巡視員と情報連絡員からなる。
- 2 交通管理員は、情報連絡員1人（終日）と交通巡視員2人（8時30分～21時00分）で行うこととし、管理区域内に8時30分～21時00分は3人以上駐在する（作業中の者を含む）ものとする。また、事故等の異常事態が発生したときは、2人以上で、その事態に対応できる人員を確保する。ただし、毎週火曜日と木曜日（休日は除く）の8時30分から17時は、交通巡視員1名は道路公社職員とする。
- 3 交通巡視員と情報連絡員は相互に業務を兼ねることができる。
- 4 交通管理員が、交通管理業務に支障のない範囲で料金收受業務に従事することは妨げない。
- 5 交通管理員が、交通管理業務に支障のない範囲で本道路の他の管理業務に従事することは妨げない。
- 6 交通管理員は、甲が発行する資格証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

(情報連絡)

第9条

- 1 情報連絡員は、あぶくま高原有料道路管理事務所に駐在するものとする。事故等の異常時にはCCTVカメラ、気象観測装置、パトロール車からの無線等の各装置及び必要に応じ外部からの情報を入手し、迅速適切な情報提供により車両の安全を確保しなければならない。
- 2 情報連絡員は、電話等からの通報を受けた時は、交通巡視員と連絡を取り、速やかに事態の解消に努めなければならない。
- 3 情報連絡員は、道路の状況により道路の利用者へ早急に通知しなければならない情報がある場合

は、道路情報板の操作を行うことができる。

4 情報連絡員は、通行規制が発生するような重要な事態を確認したとき及び必要があると認められる場合、福島県道路公社事務局長に報告し、指示を受け、他の管理業務に従事すること が出来る。

5 情報連絡員が、情報連絡業務に支障のない範囲で料金収受業務に従事することは妨げない。

#### (交通巡視)

##### 第10条

1 交通巡視員は、通常時パトロールの他、8時30分から21時までの間、通常時パトロールに、支障のない範囲で、異常時パトロール、異常時の交通管理、通報等のあった路上障害物の除去、故障車・事故車両等の離脱までの後尾警戒、雪氷作業必要時の路面状況確認等を行なう。

2 通常パトロールの1～3工区及び古殿須賀川線は、昼間2回（午前1回・午後1回）、夜間1回の1日3回行う。

3 パトロールは2人で行うことを原則とする。

4 パトロールにより異常を発見した場合は、速やかにその事態を解消するための道路上作業を行い、また、場合によっては情報連絡員と連絡を取り、道路を常時良好な状態に保つように努めなければならない。なお、速やかに解消できない異常については、福島県道路公社事務局長に報告し、指示を受けなければならない。

5 交通巡視員は、通行規制が発生するような重要な事態を確認したときは、福島県道路公社事務局長に報告し、指示を受けなければならない。

6 以上を、通常の交通管理業務とする。

#### (緊急出動)

##### 第11条

1 緊急出動は、通常の交通管理業務以外に必要な交通管理員の出動とする。

2 通常の管理業務以外に交通管理員の出動が必要な場合は次のとおりとする。

- ・事故等により、本線上において交通規制が必要となり、通常の交通管理業務で対応出来ないとき。
- ・大雨警報等が発令され、通常の交通管理業務で対応出来ないとき。
- ・本線上の道路管理において、片側交互通行等の必要が生じたとき。
- ・除雪作業等本線上の作業において、後尾警戒の必要が生じたとき。
- ・情報連絡及びモニターの監視として要請があった場合。
- ・福島県道路公社事務局長が緊急出動の必要があると認めたとき。

3 出動前30分（打合せ）及び出動後30分（後片付け、書類作成）を計上する。

時間の積算については、平日昼間（8:00～17:00）、平日時間外（17:00～22:00）、平日深夜（22:00～翌5:00）、休日（5:00～22:00）、休日深夜（22:00～翌5:00）の区分ごとに計算する。なお、休日とは、福島県の休日を定める条例に基づく、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月28日から翌年の1月3日までの日とし、それぞれの日の0時から24時までとする。

4 交通誘導員A・交通誘導員Bの出動が必要な場合は、交通誘導員A・交通誘導員Bの出動とする。

#### (貸与車両等)

##### 第12条

1 道路パトロール車は貸与とする。

2 交通管理に用する物品は、貸与または支給を原則とする。

#### (その他)

##### 第13条

業務に関し本仕様書による他は、「あぶくま高原道路管理マニュアル」による。

## 第5章 道路維持

### (道路清掃)

#### 第14条

- 1 路面清掃は、本線上の粉塵等を路面清掃車により清掃する作業とする。
- 2 域内清掃は、IC部（車両の通行の無い部分）、道路予定区域部、法面部等のゴミを拾い集める作業とする。
- 3 集水枠清掃は、道路に付属する集水枠の土砂や枯草等を処理する作業とする。
- 4 トンネル照明清掃は、トンネル照明の清掃及びランプ交換をする作業とする。

### (除草工)

#### 第15条

除草工は、路肩の除草、IC部（車両の通行の無い部分）、法面部（路肩より法長2m幅、構造物周り）の除草を行うものとする。

### (植栽管理工)

#### 第16条

植栽管理工は、道路植栽の防除、剪定をする作業とする。

### (貸与車両)

#### 第17条

- 1 路面清掃に使用する路面清掃車は貸与する。
- 2 ゴミ集積に使用するトラックは貸与する。
- 3 その他の業務に使用する車両等は請負者が持ち込む。

### (貸与品)

#### 第18条

道路維持作業において、次の品目については貸与または支給とする。

- 1 各種注意及び規制標識
- 2 ガードマンロボット(1基)
- 3 警告灯
- 4 回転灯
- 5 矢印板
- 6 セフティーラバーコーン
- 7 デリネーター
- 8 補修用舗装材
- 9 発煙筒

### (その他)

#### 第19条

業務に関し本仕様書による他は、「あぶくま高原道路管理マニュアル」による。

## 第6章 道路補修

### (作業内容)

#### 第20条

道路補修は、突発的な事故による補修や経年の老朽化による補修等の軽微なもの(パッチング区画線、ガードレール等)について行うものとする。補修項目については監督員と協議し、決定するものとする。

(貸与品)

第21条

道路補修作業においても、第18条に掲げた物品は貸与または支給とする。

(留意事項)

第22条

欠損部補修補修箇所においては、必要に応じて修繕箇所縁端の脆弱部取り除き及び舗装殻処費用  
舗装殻運搬費用、区画線設置費用(必要に応じて)を労務費の合計額に対する率に換算して計上して  
いるため、適切に施工すること。

(その他)

第23条

業務に関し本仕様書による他は、「あぶくま高原道路管理マニュアル」による。

## 第7章 雪氷対策

(雪氷工)

第24条

- 1 雪氷工は、路面凍結の可能性がある場合に凍結防止剤を散布する作業をいう。
- 2 凍結防止剤散布は、次の場合に出動する。
  - ・パトロールの結果、凍結の可能性があると判断されたとき。
  - ・気象観測装置及びその他の気象情報のデーターから、凍結の可能性があると判断したとき。
  - ・福島県道路公社事務局長が凍結防止剤の散布が必要と認めたとき。
- 3 実績は、下記のとおりとする。
  - ・年度始めの稼働時間前の暖機運転等は30分、2回目以降は稼働前の15分とする。
  - ・また、稼働後の暖機運転等は15分とする。
  - ・1日に2回以上出動する場合は稼働毎に計上する。
  - ・連続不稼働2週間を超えた場合の稼動時間前の暖機運転は、30分とする。
  - ・出動前30分(打合せ)及び出動後30分(後片付け、書類作成)から暖機運転計上分を引いた時間を緊急出動分として計上する。時間の積算については、1ヶ月ごとの稼働延べ時間とし、平日昼間(8:00～17:00)、平日時間外(5:00～8:00、17:00～22:00)、平日深夜(22:00～5:00)、休日(5:00～22:00)、休日深夜(22:00～5:00)の区分ごとに計算し、月単位で合計のうち、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てるものとする。なお、休日とは、福島県の休日を定める条例に基づく、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月28日から翌年の1月3日までの日とし、それぞれの日の0時から24時までとする。
- 4 雪氷工作業者の安全運転の徹底を図り、雪氷工機械は、運転手と助手の二人体制とする。

(除雪工)

第25条

- 1 除雪工は、除雪トラックによる本線除雪(インターチェンジを含む)作業をいう。
- 2 除雪トラックは、次の場合に出動する。
  - ・パトロールの結果、除雪が必要と判断されたとき。
  - ・気象観測装置及びその他の気象情報のデーターから、除雪が必要と判断したとき。
  - ・1～3工区は、あぶくま高原有料道路管理事務所前で5cmの積雪を計測したとき。
  - ・福島県道路公社事務局長が除雪が必要と認めたとき。
- 3 実績は、下記のとおりとする。
  - ・年度始めの稼働時間前の暖機運転等は30分、2回目以降は稼働前の15分とする。

また、稼働後の暖機運転等は15分とする。

- ・1日に2回以上出動する場合は稼働毎に計上する。
  - ・連続不稼働2週間を超えた場合の稼動時間前の暖気運転は、30分とする。
  - ・出動前30分（打合せ）及び出動後30分（後片付け、書類作成）から暖機運転計上分を引いた時間を緊急出動分として計上する。
- 時間の積算については、1ヶ月ごとの稼働延べ時間とし、平日昼間（8:00～17:00）、平日時間外（5:00～8:00、17:00～22:00）、平日深夜（22:00～5:00）、休日（5:00～22:00）、休日深夜（22:00～5:00）の区分ごとに計算し、月単位で合計のうち、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てるものとする。なお、休日とは、福島県の休日を定める条例に基づく、日曜日及び土曜日、国民の祝日にに関する法律に規定する休日、12月28日から翌年の1月3日までの日とし、それぞれの日の0時から24時までとする。

- 4 除雪作業者の安全運転の徹底を図り、除雪機械は、運転手と助手の二人体制とし、標識車又はパトロール車による後尾警戒を行うものとする。なお、後尾警戒は、運転手と普通作業員の二人体制とする。

#### （貸与車両等）

##### 第26条

- 1 凍結防止剤散布車、及び除雪トラックは貸与とする。
- 2 雪氷対策作業に必要な標識車は貸与とする。

#### （支給品）

##### 第27条

雪氷対策作業において、凍結防止散布剤については支給とする。

#### （その他）

##### 第28条

業務に関し本仕様書による他は、「あぶくま高原道路管理マニュアル」による。

## 第8章 その他

#### （貸与車両）

##### 第29条

- 1 貸与車両の規格は次の通りである。
  - ・道路巡回車（パトロール車）：1台  
2,000ccステーションワゴンLED標識搭載、無線機搭載
  - ・除雪車：2台
    - 10t級キャブオーバー型トラック、除雪幅3.7m、無線機搭載
  - ・凍結防止剤散布車：1台  
4t級トラック、容量2.0m<sup>3</sup>、無線機搭載
  - ・標識車：2台  
2t級キャブオーバー型トラック、LED標識搭載、無線機搭載
  - ・路面清掃車（真空式）：1台  
7t級キャブオーバー型トラック、無線機搭載
- 2 貸与車両の燃料費は発注者が支払う。
- 3 軽微な車両の修繕は請負者の負担とする。

(端数処理)

第30条

月単位で合計する、時間を単位とする工種における数量の端数については、合計した後、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てるものとする。



置位

福島県道路公社 委託区間 L=13.6km



)

この時間です。

(あぶくま高原自動車道) 矢吹IC

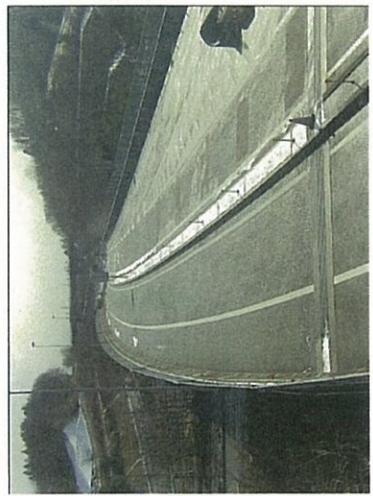
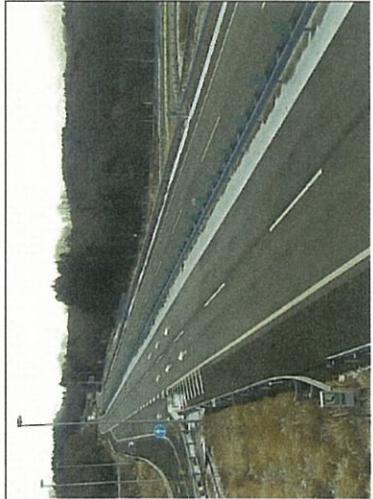
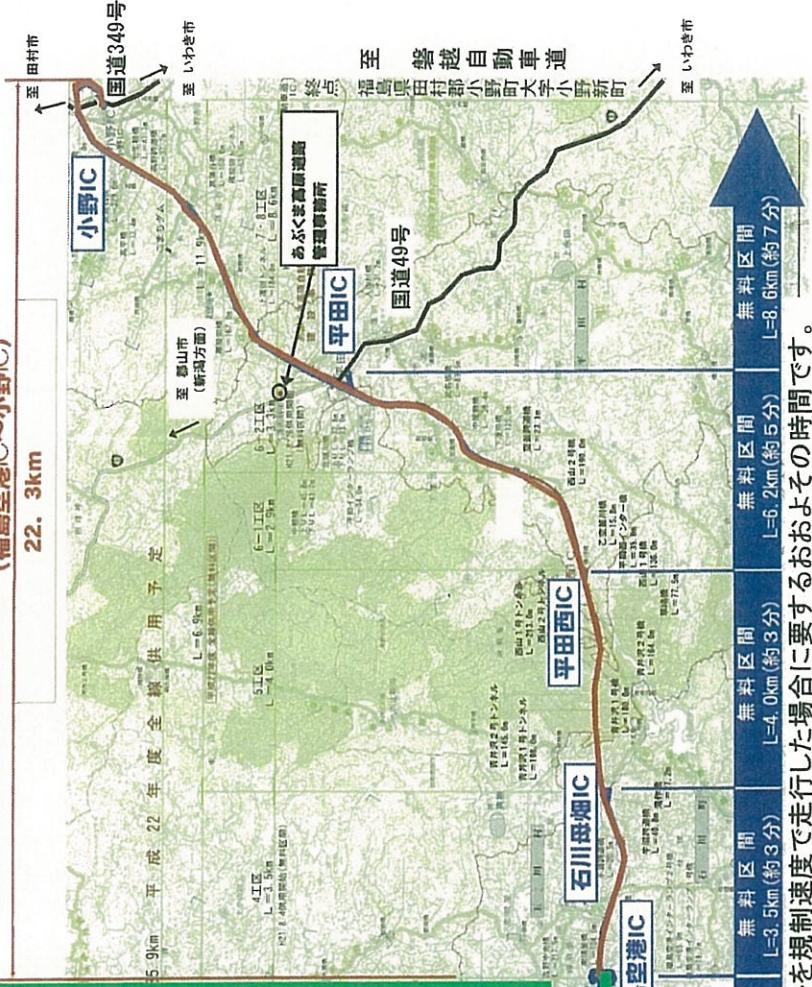


はおめでて、ボクはあくまでマコト<sup>ト</sup>  
くろく君です。おれはあくまで黒崎君<sup>が</sup>  
君です。西田町の街から生まれ  
たんだよ。西田町村に横浜市<sup>市</sup>へ  
ていはうがおとし伊藤野<sup>いとうの</sup>といひや  
つたがねいはくひなだらかにいつ  
石前に<sup>いは</sup>なつたんだよ。これでもましまく

（短篇空港）C～小野（C）間の高麗道路管理事務所整理区間

22. 3km

22. 3km





別表1

## 総 価 業 務 数 量 総 括 表

業務名：道路管理等業務委託

路河川名：あぶくま高原道路  
施工箇所：西白河郡矢吹町下宮崎

No. 1

工種	種別	細目	単位	数量	年 度		摘要
					R3	R4	
料金収受業務							
料金収受業務							
	收受員	軽作業員	h	20,966.0	10,495.0	10,471.0	
	收受員	軽作業員 夜間割増	h	5,110.0	2,555.0	2,555.0	
	集計作業	軽作業員	h	1,018.0	509.0	509.0	
	ホームページ更新業務	軽作業員	h	81.0	40.0	41.0	
交通管理業務							
道路監視業務	情報連絡員	普通作業員	h	17,520.0	8760.0	8760.0	
	情報連絡員	普通作業員 夜間割増(22時～5時)	h	5,110.0	2555.0	2555.0	
	道路巡視員	一般運転手	h	9,125.0	4562.5	4562.5	
	道路巡視員	普通作業員	h	7,484.5	3729.5	3755.0	
道路維持業務							
道路清掃業務							
道路清掃工							
路面清掃	路面清掃作業	真空式	km	298.4	149.2	149.2	
域内清掃	域内清掃	人力清掃作業	m <sup>2</sup>	314,000.0	157,000.0	157,000.0	
	ゴミ運搬		m <sup>3</sup>	50.0	25.0	25.0	
	可燃ゴミ処分費		kg	1,000.0	500.0	500.0	
	不燃ゴミ処分費		kg	100.0	50.0	50.0	
排水施設清掃工							
側溝清掃	側溝人力清掃	蓋無	m	22,400.0	11,200.0	11,200.0	
集水樹清掃	集水樹人力清掃	蓋無	箇所	500	250	250	
	集水樹人力清掃	蓋有	箇所	1,220	610	610	
トンネル照明清掃							
照明灯表面清掃	照明灯表面清掃		灯	2	1	1	
	照明灯表面及び裏面清掃 NX-35	ランプ交換含む	灯	2	1	1	
	照明灯表面及び裏面清掃 NHT-110	ランプ交換含む	灯	2	1	1	
	照明灯表面及び裏面清掃 NHT-180	ランプ交換含む	灯	2	1	1	
	照明灯表面及び裏面清掃 NHT-220	ランプ交換含む	灯	2	1	1	
	照明灯表面及び裏面清掃 NHT-360	ランプ交換含む	灯	2	1	1	

別表1

## 総 価 業 務 数 量 総 括 表

業務名：道路管理等業務委託

路河川名：あぶくま高原道路  
施工箇所：西白河郡矢吹町下宮崎

No. 2

工種	種別	細目	単位	数量	年 度		摘要
					R3	R4	
除草業務							
除草工							
除草							
	除草工(肩掛け式)		m <sup>2</sup>	73,156.8	36,578.4	36,578.4	
	除草工(肩掛け式)	運搬無し	m <sup>2</sup>	479,132.2	239,566.1	239,566.1	
	除草剤散布	側溝周り シールコンクリート隙間	m <sup>2</sup>	35,400.0	17,700.0	17,700.0	
	除草剤散布	くず藤除草	m <sup>2</sup>	20,000.0	10,000.0	10,000.0	
	伐木工		m <sup>3</sup>	10,000.0	5,000.0	5,000.0	
	伐採工	20cm未満	本	230	115	115	
	伐採工	20cm以上40cm未満	本	230	115	115	
	伐採工	40cm以上60cm未満	本	40	20	20	
	伐採工	60cm以上90cm未満	本	20	10	10	
	伐採工	90cm以上120cm未満	本	2	1	1	
	伐採工	120cm以上150cm未満	本	2	1	1	
	倒木処理	径20cm 長さ10m	本	10	5	5	
植栽管理業務							
植栽管理工							
	高木防除		本	680	340	340	
	植栽防除	中木防除	本	1,550	775	775	
		低木防除	m <sup>2</sup>	1,762.0	881.0	881.0	
	植栽剪定	高木剪定	本	46	23	23	
		中木剪定	m <sup>2</sup>	762.0	381.0	381.0	
		寄せ植え剪定	m <sup>2</sup>	2,048.0	1,024.0	1,024.0	
		地被類剪定	m <sup>2</sup>	70.0	35.0	35.0	

別表2

## 単価契約数量総括表

No. 1

業務名：道路管理等業務委託

路河川名：あぶくま高原道路  
施工箇所：西白河郡矢吹町下宮崎外

工種	種別	細目	単位	数量	年 度		摘要
					R3	R4	
道路補修業務							
舗装補修工	中央分離帯(樹脂ブロック) 撤去・据付	200×80×1,000	本	4.0	2.0	2.0	
	欠損部補修工	再生密粒度As13	t	130.0	65.0	65.0	
	陥没部補修		m <sup>2</sup>	4.0	2.0	2.0	
	As殻運搬		m <sup>3</sup>	4.0	2.0	2.0	
	廃材処理費	(有)玉川興産	t	9.6	4.8	4.8	
路面標示工							
路面標示	排水性舗装部						
	区画線W=20	外側線・白色	m	3,400.0	1,700.0	1,700.0	
	区画線W=45	セ・ラ・白色	m	400.0	200.0	200.0	
	区画線W=15	境界線・白色	m	160.0	80.0	80.0	
	区画線W=15換算	文字・矢印・白色	m	120.0	60.0	60.0	
路面標示	通常舗装部						
	区画線W=20	外側線・白色	m	300.0	150.0	150.0	
	区画線W=45	セ・ラ・白色	m	160.0	80.0	80.0	
	区画線W=15	境界線・白色	m	220.0	110.0	110.0	
	区画線W=15換算	文字・矢印・白色	m	40.0	20.0	20.0	
防護柵補修工							
ガードレール工	ガードレール補修	Gr-Am-4E メッキ	m	16.0	8.0	8.0	
	ガードレール補修 袖ビーム A種		枚	2.0	1.0	1.0	
ガードケーブル工	ケーブル張 緊張のみ	Gc-A-6E	m	80.0	40.0	40.0	
	ケーブル張	土中建込用 Gc-A-6E	m	40.0	20.0	20.0	
	中間支柱建込 機械打込	土中建込用 Gc-A-6E	本	2.0	1.0	1.0	
	立入防護柵工	立入防護柵工補修	H=1.5m	m	8.0	4.0	4.0
その他の補修							
法面等崩壊 箇所補修・ 応急処理	アソ篠工 高さ50cm×幅120cm		m	2.0	1.0	1.0	
	鉄線蛇籠張工(設置)	線径3.2mm×網目13cm×径45cm	m	2.0	1.0	1.0	
	止杭工(松丸太)		本	2.0	1.0	1.0	
	バックホウ掘削積込 0.6m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>	2.0	1.0	1.0	

別表2

## 単価契約数量総括表

No. 2

業務名：道路管理等業務委託

路河川名：あぶくま高原道路

施工箇所：西白河郡矢吹町下宮崎外

工種	種別	細目	単位	数量	年 度		摘要
					R3	R4	
法面等崩壊箇所補修・応急処理	10tダンプ運搬 D=5.0km		m <sup>3</sup>	2.0	1.0	1.0	
	残土受入地での処理		m <sup>3</sup>	2.0	1.0	1.0	
	購入土		m <sup>3</sup>	2.0	1.0	1.0	
	人力盛土		m <sup>3</sup>	2.0	1.0	1.0	
	ダンパー締固め		m <sup>3</sup>	2.0	1.0	1.0	
	植生基材吹付	t=3cm	m <sup>3</sup>	2.0	1.0	1.0	
	普通作業員		人	40.0	20.0	20.0	
	ブルーシート		枚	4.0	2.0	2.0	
	異形棒鋼 D13		t	0.1	0.05	0.05	
	土のう積工		袋	4.0	2.0	2.0	
吹き流し・距離標・視線誘導標等補修	高所作業車運転		日	8.0	4.0	4.0	
	吹流し補修	道路標識版設置工準用	基	4.0	2.0	2.0	
	吹流し補修-1 材料含む	道路標識版設置工準用	基	4.0	2.0	2.0	
	距離標識補修		基	2.0	1.0	1.0	
	視線誘導標補 (テリネーター)-A1		基	2.0	1.0	1.0	
	視線誘導標補 (テリネーター)-A2		基	2.0	1.0	1.0	
	視線誘導標補修 (テリネーター)-A2-2		基	2.0	1.0	1.0	
	視線誘導標補修 (テリネーター)-B1		基	2.0	1.0	1.0	
	視線誘導標補修 (テリネーター)-B2		基	2.0	1.0	1.0	
	ラバーホール補修	φ 80×650	本	14.0	7.0	7.0	
安全費	ウェーブライトライン補修	200×840	枚	80.0	40.0	40.0	
	内照式案内板管球取替		本	4.0	2.0	2.0	
	安定器交換	内照式案内板	個	4.0	2.0	2.0	
	道路照明灯管球取替	高圧ナトリウム	基	2.0	1.0	1.0	
	道路照明灯管球取替	水銀ランプ700W以下	基	4.0	2.0	2.0	
	安定器交換	照明灯	基	4.0	2.0	2.0	
	クッションドーム補修	角型A	個	4.0	2.0	2.0	
	クッションドーム補修	角型B	個	8.0	4.0	4.0	
交通誘導員	交通誘導警備員A		人	2.0	1.0	1.0	
	交通誘導警備員B		人	6.0	3.0	3.0	

別表2

## 単価契約数量総括表

No. 3

業務名：道路管理等業務委託

路河川名：あぶくま高原道路  
施工箇所：西白河郡矢吹町下宮崎外

工種	種別	細目	単位	数量	年 度		摘要
					R3	R4	
雪氷対策業務							
雪氷費・除雪費	凍結防止剤散布車運転			20.0	10.0	10.0	8:00~17:00
	平日/昼間	2t 2.0m <sup>3</sup>	h				
	凍結防止剤積込		t	30.0	15.0	15.0	8:00~17:00
	平日/昼間						
	除雪トラック運転	10t	h	30.0	15.0	15.0	8:00~17:00
	平日/昼間						
	凍結防止剤散布車運転			50.0	25.0	25.0	5:00~ 8:00
	平日/時間外	2t 2.0m <sup>3</sup>	h				17:00~22:00
	凍結防止剤積込		t	90.0	45.0	45.0	5:00~ 8:00
	平日/時間外						17:00~22:00
	除雪トラック運転	10t	h	30.0	15.0	15.0	5:00~ 8:00
	平日/時間外						17:00~22:00
	凍結防止剤散布車運転			50.0	25.0	25.0	22:00~ 5:00
	平日/深夜	2t 2.0m <sup>3</sup>	h				
	凍結防止剤積込		t	90.0	45.0	45.0	22:00~ 5:00
	平日/深夜						
	除雪トラック運転	10t	h	40.0	20.0	20.0	22:00~ 5:00
	平日/深夜						
	凍結防止剤散布車運転			20.0	10.0	10.0	5:00~22:00
	休日	2t 2.0m <sup>3</sup>					
	凍結防止剤積込		t	40.0	20.0	20.0	5:00~22:00
	休日						
	除雪トラック運転	10t	h	10.0	5.0	5.0	5:00~22:00
	休日						
	凍結防止剤散布車運転			30.0	15.0	15.0	22:00~ 5:00
	休日/深夜	2t 2.0m <sup>3</sup>	h				
	凍結防止剤積込		t	50.0	25.0	25.0	22:00~ 5:00
	休日/深夜						
	除雪トラック運転	10t	h	20.0	10.0	10.0	22:00~ 5:00
	休日/深夜						
交通管理業務							
緊急出動業務	緊急出動	一般運転手	h	1,000.0	500.0	500.0	
	平日/昼間(8:00~17:00)						
	緊急出動	普通作業員	h	1,200.0	600.0	600.0	
	平日/昼間(8:00~17:00)						
	緊急出動	一般運転手	h	50.0	25.0	25.0	
	平日/時間外 (17:00~ 22:00)						
	緊急出動	普通作業員	h	50.0	25.0	25.0	
	平日/時間外 (17:00~ 22:00)						
	緊急出動	一般運転手	h	50.0	25.0	25.0	
	平日/深夜(22:00~5:00)						
	緊急出動	普通作業員	h	50.0	25.0	25.0	
	平日/深夜(22:00~5:00)						
	緊急出動	一般運転手	h	40.0	20.0	20.0	
	休日(5:00~22:00)						
	緊急出動	普通作業員	h	50.0	25.0	25.0	
	休日(5:00~22:00)						
	緊急出動	一般運転手	h	20.0	10.0	10.0	
	休日/深夜(22:00~5:00)						
	緊急出動	普通作業員	h	20.0	10.0	10.0	
	休日/深夜(22:00~5:00)						



## あぶくま高原道路 道路管理等業務委託共同企業体取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福島県道路公社が発注するあぶくま高原道路 道路管理等業務委託に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (共同企業体の運営形態)

第2条 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。

### (構成員数)

第3条 共同企業体の構成員数は、3者以上とする。

### (構成員の組合せ)

第4条 共同企業体の構成員の組合せは、第5条の構成員の要件を満たす者による組合せとし、業務ごとに定めるものとする。

### (構成員の要件)

第5条 共同企業体の構成員は、公募型プロポーザル募集要領の参加資格要件を満たす者とする。

### (出資比率)

第6条 契約担当者は、共同企業体の構成員の出資比率について、均等割の10分の6を下限として定めるものとする。

### (代表者)

第7条 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち最大の業務遂行能力を有するものとし、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

### (結成方法)

第8条 第5条の要件を満たす者による自主結成とする。

### (プロポーザルの公告)

第9条 契約担当者は、共同企業体の結成を入札の参加要件とするときは、その旨及び構成員の要件等に関する事項その他入札に関する事項を明示して公告するものとする。

### (資格申請)

第10条 プロポーザルに参加しようとする共同企業体は、公告で指定する期日までに次の書

類を提出するものとする。

- 一 共同企業体入札参加資格審査申請書（様式－3－2号）
- 二 共同企業体協定書（様式－3－3号）

（存続期間）

第11条 共同企業体の存続期間は、見積合せの結果、福島県道路公社が契約を締結した共同企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 契約企業体の存続期間は、契約に係る対象業務の完了後3月を経過した日までとする。  
ただし、当該期間満了後であっても当該業務につき瑕疵担保責任がある場合には、各構成員は連帯してその責任を負うものとする。

附 則

この要綱は、平成31年2月13日から施行する。

(様式-1)

## 質問書

令和 年 月 日

福島県道路公社理事長 宛

住 所 \_\_\_\_\_

質問書提出者 \_\_\_\_\_

質問に対する責任者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託について、次の事項を質問します。

質問事項	質問内容

(様式-2)

福道公總第 号  
令和 年 月 日

## 質問回答書

質問書提出者 様

福島県道路公社理事長

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託の質問事項について、次のとおり回答します。

質問事項	回答

(事務担当：事務局総務課 電話0248-41-2171)

(様式－3－1)

整理番号
※

※本欄は記入しないでください。

**プロポーザル送付書  
(参加表明書)**

業務名 あぶくま高原道路 道路管理等業務委託

標記業務についてプロポーザル提案書を提出します。

※ 建設業許可書（写）、法人登記簿等（写）を添付すること。

令和 年 月 日

福島県道路公社理事長 宛

(提出者) 住 所

電話番号

(ふりがな)

事務所名

(ふりがな)

代表者名

印

(様式-3-2)

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託

共同企業体入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

契約担当者 様

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

福島県道路公社が発注する次の業務委託に参加したく、あぶくま高原道路 道路管理等業務委託共同企業体取扱要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請の日から同第11条に規定する存続期間が終了するまでの間、次の権限を当共同企業体の代表者に委任します。この場合の使用印は次のとおりです。

業務名称：

委任事項

- 1 業務委託の遂行に関し、当企業体を代表して福島県道路公社と折衝する権限
- 2 業務委託の入札及び見積もりに関する一切の権限
- 3 業務委託代金及び前払金の請求及び受領に関する一切の権限
- 4 その他業務委託の遂行に関する諸届け及び諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

(様式-3-3)

## あぶくま高原道路 道路管理等業務委託

### 共同企業体協定書

#### (目的)

第1条 当企業体は、あぶくま高原道路 道路管理等業務委託（以下「業務」という。）を共同連帶して営むことを目的とする。

#### (名称)

第2条 当企業体は、〇〇共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

#### (事務所の所在地)

第3条 当企業体の事務所を（所在地）に置く。

#### (成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、（年月日）に成立し、業務の委託契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散するものとする。

#### (構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地（所在地）

商号（商号）

代表者（代表者氏名）

所在地（所在地）

商号（商号）

代表者（代表者氏名）

所在地（所在地）

商号（商号）

代表者（代表者氏名）

#### (代表者の名称)

第6条 当企業体は、（所在地）（商号）（代表者氏名）を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、福島県道路公社と折衝する権限並びに入札書及び見積書の提出、受託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、業務について、福島県道路公社と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

(所在地) (商号) (代表者氏名) (構成割合 %)

(所在地) (商号) (代表者氏名) (構成割合 %)

(所在地) (商号) (代表者氏名) (構成割合 %)

2 金銭以外の出資については、時価を参考やくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の基本に関する事項、資金管理方法、当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、（金融機関名）とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務の完了時に決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成

員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務期間途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、福島県道路公社及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が業務を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務期間途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帶して業務を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務期間途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務期間途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(所 在 地) (商 号) (代 表 者 氏 名)、他〇名は、上記のとおりあぶくま高原道路 道路管理等業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書（構成員数+1）通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持する他、入札参加資格審査申請書に1通添付するものとする。

( 年 月 日)

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

提案書－連携・連絡体制に対する提案

※注意事項： 提案は、役割分担、連携・連絡体制(指揮系統の明確化等)が的確で実現性のある提案をすること。  
文章を補完するための写真、図表、イラスト等は使用してよいが、余白は左側に2cm、上・下・右側に1cm以上を確保すること。  
提案書(様式－4－1)はA4版2枚以下とすること。

提案書－自動車専用道路の維持管理全般に対する提案

※注意事項： 提案は、維持管理における「安全性・的確性」「創意工夫」について提案をすること。  
文章を補完するための写真、図表、イラスト等は使用してよいが、余白は左側に2cm、上・下・右側に1cm以上を確保すること。  
提案書(様式－4－2)はA4版2枚以下とすること。

提案書－緊急時の対応に関する提案

※注意事項： 提案は、事故や災害時などの緊急時の対応に関して提案をすること。  
文章を補完するための写真、図表、イラスト等は使用してよいが、余白は左側に2cm、上・下・右側に1cm以上を確保すること。  
提案書(様式－4－3)はA4版2枚以下とすること。

(様式－4－4)

## 提案書－料金収受に関する提案

※注意事項： 提案は、お客様への対応方法や収受金管理簿の整理方法について提案をすること。  
文章を補完するための写真、図表、イラスト等は使用してよいが、余白は左側に2cm、上・下・右側に1cm以上を確保すること。  
提案書(様式－4－3)はA4版2枚以下とすること。

## 業務実施体制

No.		ふりがな 予定技術者氏名	所属・役職名	年齢	居住地
1	主任技術者				
2					
1	交通管理員 (担当者)				
2					
3					
4					
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
1	除雪時 パトロール要員				
2					
3					
4					
1	除雪機械オペレータ				
2					
3					
4					
5					
6					
1	料金収受員				
2					
3					
4					

(記載上の留意事項)

- (1)当該業務に従事させる技術者、労務者を全員記載すること。協同組合・共同企業体にあっては、所属社名も記入のこと。  
(2)居住地は字名までとし、地番等を記載する必要はない。

主任技術者主要業務実績表

## 1 担当主任技術者の資格、経歴等

ふりがな 氏名	生年月日	年齢 歳
職歴等		
実務経験年数 うち同種業務の過去5年の経験年数		
現在の所属・役職名		
保有資格 ※1級土木施工管理、1級建設機械施工技士、2級土木施工管理、2級建設機械施工技士 (資格名) (登録番号) (取得年月日)		

※注意事項：様式を複写し、該当者毎にそれぞれ記入すること。

除雪機械オペレータ主要業務実績表

## 1 除雪機械オペレータの資格、経歴等

ふりがな 氏名	生年月日	年齢 歳
職歴等		
実務経験年数 うち同種業務の過去5年の経験年数		
現在の所属・役職名		
保有資格 ※大型自動車免許、大型特殊自動車免許 (資格名) (登録番号) (取得年月日)		

※注意事項：様式を複写し、該当者毎にそれぞれ記入すること。

料金收受員主要業務実績表

## 1 料金收受員経歴等

ふりがな 氏名	生年月日	年齢 歳
職歴等		
実務経験年数 うち過去5年の経験年数		
現在の所属・役職名		

※注意事項：様式を複写し、該当者毎にそれぞれ記入すること。

## 管 理 業 務 受 注 実 績

国及び地方公共団体のいづれかを対象とする業務について従事したもの5件以内(過去5年間のうち)

業務名 (発注機関名)	履行期間 (契約金額)	実施管内	業務内容・技術的特徴

※注意事項：契約内容及び業務目的がわかる資料(契約書の写し、仕様書等)を添付すること。

あぶくま高原道路 緊急時の最寄ICまでの到着時間

※※走行速度は、一般道は40km/h、あぶくま高原道路は70km/h、東北道は100km/h、磐越道は80km/hで算出するものとする。  
協同組合、共同企業体は、各組合員・各構成員の会社所在地～最寄IC到達までの時間を記入する。

(様式－6－1)

福道公總第 号  
令和 年 月 日

(業務委託候補者名) 様

福島県道路公社理事長

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託のプロポーザルの  
審査結果について（通知）

このことについて、プロポーザル審査委員会による厳正な審査の結果、貴者を業  
務委託候補者として選定しましたのでお知らせします。

(事務担当：事務局総務課 電話0248-41-2174)

(様式－6－2)

福道公總第 号  
令和 年 月 日

( 次点者名 ) 様

福島県道路公社理事長

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託のプロポーザルの  
審査結果について（通知）

のことについて、プロポーザル審査委員会による厳正な審査の結果、貴者は次  
点となりましたのでお知らせします。

本件業務に関心を持ち、プロポーザルの作成等に貴重な時間と労力を費やしてい  
ただき、心より感謝申し上げます。

(事務担当：事務局総務課 電話0248-41-2171)

(様式－6－3)

福道公總第 号  
令和 年 月 日

( 非選定者名 ) 様

福島県道路公社理事長

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託のプロポーザルの  
審査結果について（通知）

このことについて、プロポーザル審査委員会による厳正な審査の結果、貴者は委  
託候補者として選定されませんでしたのでお知らせします。

本件業務に関心を持ち、プロポーザルの作成等に貴重な時間と労力を費やしてい  
ただき、心より感謝申し上げます。

（事務担当：事務局総務課 電話0248-411-2171）

委託業務番号	委第1号	委託業務名	あぶくま高原道路　道路管理等業務委託	工期	R3.4.1～R5.3.31
路線河川地区名	あぶくま高原道路	委託業務箇所	西白河郡矢吹町下宮崎地内外	委託業務の概要	あぶくま高原道路道路管理等業務委託 L=13.6km.

開催年月日	プロポーザル審査委員会	募集要領 (評価基準)	技術提案の評価	委託者決定
		令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日